

糸満市公式 LINE クーポン配信事業実施要領

令和 7 年 2 月 12 日 企画部長決裁

(趣旨)

第 1 条 本要領は、本市が運用する LINE アカウント（以下「市公式 LINE」という。）のお友だち登録者数を増加させることで、行政情報及び緊急情報の伝達力強化を図るとともに、本市の魅力発信を強化させることを目的に、地域事業者の協力により、市公式 LINE において電子クーポンである「LINE クーポン」を無償で配信することについて、必要な事項を定める。

(クーポン配信方法等)

第 2 条 クーポンは、市公式 LINE にてプッシュ通知及びリッチメニューで配信する。

- 2 クーポンの掲載期間は、原則第 1 金曜日から 1 カ月間とする。
- 3 掲載するクーポンは、各店舗 1 種類までとする。
- 4 クーポンの使用回数は LINE 1 アカウントにつき、「1 回限り」又は「使用上限なし」のいずれかとし、事業者が選択する。
- 5 クーポン使用時の決済方法は指定せず、各事業者で可能な決済方法（現金、クレジットカード、その他電子決済等）で対応すること。
- 6 クーポン配信期間中のみの値上げは禁止する。

(物品・サービスの基準)

第 3 条 クーポンで提供される物品及びサービスは、原則として市内に主たる事業所を有する事業者が製造又は販売、提供するもの及び市長がこれに準ずるとして認めるものとする。

2 次のものをクーポンで提供することを禁止する。

- (1) 現金
- (2) 商品券（各店舗で発行する商品券を含む）、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性が高く、広域的に流通しうるもの
- (3) 株式、先物、宝くじなどの金融商品
- (4) 出資及び債務の弁済
- (5) 国及び地方公共団体への支払
- (6) 振込手数料、公共料金の支払
- (7) 土地、家屋、家賃、地代及び駐車料等の不動産に係る支払
- (8) 医療保険や介護保険等の一部負担金に係る支払
- (9) 登録事業所が個別に定める物品及び役務に係る支払
- (10) オンライン販売など、対面でクーポン使用ができない販売及びサービス

(11) その他、市長が不適当と認めるもの

(クーポンの範囲)

第 4 条 クーポンは、市の魅力発信や市内消費喚起に寄与するものであって、社会的な信頼性及び信用性の高いものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するクーポンは、掲載をしないものとする。

(1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれがあるもの

(2) 法令等に違反するおそれがあるもの

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 意見広告及び個人の宣伝に係るもの

(6) 社会的な信用、信頼に欠ける内容であると認められるもの

(7) 市の行政運営上支障があると認められるもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、市公式 LINE に掲載するクーポンとして不適当であると認められるもの

(事業者の募集)

第 5 条 事業者の募集は、本市ホームページ等により公募するものとする。

2 事業者は本要領を遵守し、「糸満市公式 LINE アカウントクーポン配信申し込みフォーム」より、掲載を希望する月の前月 20 日までに申請するものとする。

(事業者の決定)

第 6 条 市は、第 3 条第 2 項各号及び第 4 条第 2 項各号に該当するクーポンを除き、第 5 条に基づく申請があった事業者のクーポンを市公式 LINE で配信する。

2 市は、掲載決定と掲載期間等について、事業者にメールにて通知する。

3 クーポンの使用に関して制限を設ける場合は、クーポン配信前に市と協議をすること。

(クーポン掲載の取り消し)

第 7 条 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、掲載を取り消すものとする。

(1) 応募内容に偽りがあったとき

(2) サービスや物品の提供を適切に行うことができないとき

(3) 事業者から辞退の申し出があったとき

(4) 前三号に掲げるもののほか、掲載が不適当であると認められたとき

(情報提供及び二次利用)

第 8 条 市と事業者は、クーポン作成及び配信に必要な情報を共有する。

(事業者の債務)

第 9 条 クーポン使用者が提示したクーポンが「使用済み」になったことを確認し、割引や物品及びサービスの提供を行うものとする。なお、LINE クーポンとレジは連動しないため、割引対応を行う際は、必ずレジ操作を行うこと。

2 割引や物品及びサービスの提供に関して生じた責任は、事業者が負うこと。

3 本事業及びクーポンをできる限り広報・周知すること

(損害賠償)

第 10 条 市は、事業者が割引や物品およびサービスの提供を履行せず、市やクーポン使用者等に不利益が生じた場合は、事業者に損害賠償を請求することができる。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、令和 7 年 2 月 12 日から施行する。